

JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和 8 年 8 月 第 548 号





令和8年8月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

1 多様性を力に変える新時代の消防

川口市消防局 消防長 鈴木 亜弥子

随想

4 検定制度と検定協会 第12回 ～二酸化炭素消火設備の誤放出事故と駐車場の消火設備 の課題～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学） 小林 恭一

消防機関火災事例

10 令和7年中の規制対象物における火災発生状況（その1）

大阪市消防局予防部

協会情報

22 令和7年度 事業の結果について

総務部

27 第67回消防機器業務懇談会の概要②

総務部 庶務課

37 第2回：回収した消火器における消火薬剤の物性試験結果

企画研究部 企画研究課

44 「結合金具に接続する消防用接続器具の品質評価細則の 一部を改正する規程」について

消火・消防設備部 消防設備課

45 ベトナム社会主義共和国公安省セキュリティ産業局から の表敬訪問について

企画研究部 企画研究課

お知らせ

47 第74回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）

消防研究センター

48 訂正とお詫び

51 協会通信・業界の動き

56 新たに取得された型式一覧

57 検定・性能評価・受託評価数量（令和8年7月）

巻頭のことば

多様性を力に変える 新時代の消防

川口市消防局 消防長
鈴木 亜弥子



【はじめに】

日本消防検定協会様におかれましては、多年にわたり消防用機械器具等の検定や防火対象物・危険物施設の各種試験・総合評定等を通じて、我が国の消防科学技術の発展と、国民の生命・財産の保護に多大なる貢献をされてきたことと存じます。その並々ならぬご尽力に対し、深く敬意と感謝の意を表します。また、全国の消防関係者が一堂に会する本誌に、寄稿の機会をいただきましたことを心より光栄に存じます。

さて、私どもが管轄する埼玉県川口市は、荒川を挟んで首都東京と隣接し、古くから「鑄物のまち」として日本の近代産業を支えてきた歴史と伝統を持っています。近年では、優れた交通利便性と豊かな住環境が評価され、人口約60万人を擁する「中核市」へと発展を遂げました。さらに、多様な文化やバックグラウンドを持つ外国籍住民が数多く暮らす、全国有数の多文化共生都市という側面も持っています。

都市の規模が拡大し、その姿が多様化する一方で、私たち消防に課せられた使命はますます重く、そして複雑なものとなっています。大規模化する自然災害、都市構造の複雑化に伴う特殊災害、補給体制の強化、そして少子高齢化や多文化社会における救急需要の増大など、現代の消防行政を取り巻く課題は枚挙に暇がありません。

【変革を恐れないダイバーシティの推進】

消防の現場は、これまでその過酷さゆえに「男社会」というイメージが強く残ってきました。しかし、災害は複雑化・多様化し、住民の皆さまのニーズも一層幅広くなっています。そうした時代に的確に応えていくためには、従来の固定概念にとらわれない柔軟な発想と、多様な視点を組織として備えることが不可欠だと考えています。

このたび当市が、日本で初めて女性消防長を任命したことは、単なる人事の更新では

検定協会だより 令和8年8月

ありません。私自身、この任を通じて、組織全体の意識と働き方を見つめ直し、誰もが力を発揮できる環境づくりを前に進めたいと思っています。そしてこの出来事が、全国で働く女性消防吏員の皆さんにとって、「自分にも道が開ける」というキャリアの可能性を感じられる一つの契機となることを願っています。このような激動の時代において、私たちは変化を恐れず、常に最先端の技術と強固な組織力を結集し、日々の業務に邁進しています。

【女性消防吏員の活躍促進と組織の強靱化】

現在、当局が注力している取り組みが「女性消防吏員の活躍促進」です。それは、予防や救急、総務といった分野に留まらず、消防の中でもとりわけ強靱な体力と精神力が求められる「最前線の警防・救助分野」へと確実に広がっています。

当局では、過酷な研修を突破し、当局初の「女性救助隊員と女性水難救助隊員」が誕生し、オレンジの救助服を身にまとい最前線の災害現場で活動しています。彼女たちは、人命救助という極限のミッションに果敢に挑んでいます。

こうした最前線の現場へ女性隊員が当たり前に進出していくためには、本人の強い意志だけでなく、組織がそれを力強くバックアップする「ハード面」と「ソフト面」の強固な基盤が必要です。

・ハード面（施設・設備のイノベーション）における取り組み

まず、24時間勤務を支える庁舎環境の抜本的な見直しを進めています。新設・改修される庁舎には、セキュリティを担保した半個室型の女性専用仮眠室や浴室、専用トイレ、更衣室を標準配置し、誰もが衛生的かつ快適に勤務できる環境を迅速に拡充してきました。また、装備・資機材の面においても、女性の体格や筋力に適合しつつも高い安全性を備えた、軽量・高機能な防火衣や個人装備の導入を進めるなど、現場活動の負担軽減と安全性の向上をハード面から支えています。

・ソフト面（意識改革と持続可能な制度運用）における取り組み

どれほど施設が整っても、組織の意識が変わらなければ真の活躍促進は果たせません。当局では、妊娠・出産・育児といったライフイベントを迎えても、キャリアの継続を当たり前を選択できるよう、育児休業や短時間勤務制度の柔軟な運用を推進しています。重要なのは、これらを「制度として存在するだけ」にせず、周囲の隊員が自然にフォローし合える職場風土の醸成、すなわち管理職をはじめとする全職員の意識改革を継続している点にあります。ライフステージの変化による経験の断絶を防ぎ、一人の消防吏員として息の長いキャリアパスを自ら描けるような育成・運用体制を構築しています。

「女性消防吏員の活躍促進」は、単なるジェンダー平等の一環ではありません。現場におけるきめ細やかな住民対応、新たなアプローチによる救助戦術の構築、そして多様な視点が飛び交う風通しの良い組織づくりなど、彼女たちの活躍こそが消防力の「質」を高め、組織をより強靱なものへと進化させると確信しています。

【専門性とセーフティネットの強化】

この変革と成長のエネルギーは、日々の消防活動や防災体制の強化にも力強く還元されています。当局の強みである「高度な専門性と即応体制」においては、首都直下地震や激甚化する風水害に備え、特別高度救助隊や水難救助隊をはじめとする各専門部隊の育成、最新鋭の消防車両・資機材の導入を積極的に進めてまいりました。

また、多文化共生都市としての特性を踏まえ、「誰一人取り残さないセーフティネットの構築」にも力を入れています。救急要請における多言語対応システムの導入や、外国人住民向けの防災指導、言葉や文化の壁、そして年齢や性別を越えて、誰もが安心して暮らせるまちづくりを、ソフト・ハードの両面から支えています。

【おわりに】

災害は、時に私たちの想定を遥かに超える姿で襲いかかってきます。しかし、私たちが地域を守るという一念において退くことは決してありません。

当局は、これからも多様性を力に変え、女性消防吏員の活躍を大きな推進力としながら、60万市民の「盾」となり「矛」となって、安全安心のまちづくりに全力を尽くす所存です。そして、その歩みを支えてくださる日本消防検定協会をはじめとする全国の消防関係者の皆様との絆をさらに深め、より良い未来、災害に強い社会を築き上げてまいりたいと願っております。

結びに、日本消防検定協会の益々のご発展と、本誌読者の皆様のご健勝、そして全国の消防組織の安全なる活動を心より祈念申し上げ、巻頭の言葉とさせていただきます。

検定制度と検定協会 第12回 ～二酸化炭素消火設備の誤放出事 故と駐車場の消火設備の課題～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小 林 恭 一



令和2年（2020）暮れから令和3年（2021）にかけて、二酸化炭素消火設備の誤放出による死亡事故が立て続けに3件発生し、大きな問題となりました。本講では、このように人命危険のある二酸化炭素消火設備が消防法令上どう位置づけられて来たのか、ハロン系消火設備との関係はどうなっているのか、駐車場の消火設備は今後どうしていくべきか、などについて、地球環境保護の視点も交えて考えてみます。

二酸化炭素消火設備の事故とその対策

平成3年（1991）にハロン抑制通知¹⁾（第11回参照）によりハロン1301の使用抑制が始まりましたが、この通知では、同時に「第3 二酸化炭素消火設備の安全対策について」に一章を割いています。二酸化炭素消火設備の特性は表1のとおりですが、漏洩すると

表1 二酸化炭素消火設備の特徴

	特 性
二酸化炭素の 消火作用	① 燃料と空気の混合によって形成される可燃性混合気中の酸素濃度を低下させ、燃焼反応を不活発にし消火に導く作用
	② 二酸化炭素の大きな熱容量で炎から熱を奪い、炎の温度を低下させ燃焼反応を不活発にし消火させる作用
	③ 放出時気化する時の蒸発潜熱も火炎の冷却に寄与
二酸化炭素の 危険性	① 消火に用いる濃度(概ね 35%)では、ほとんど即時に意識喪失
	② 高濃度(55%以上)の二酸化炭素が存在すると、酸素欠乏症とあいまって、短時間で生命危険
アルゴン及び 窒素の危険性	当該気体のみの作用では、二酸化炭素のような人体に対する危険性はない

人命危険が高いため、ハロン1301の代わりに二酸化炭素消火設備が大量に用いられるようになることを危惧して、わざわざ言及したものと考えられます。

それにもかかわらず、平成7年（1995）12月に東京都内の立体駐車場で二酸化炭素消火設備の誤放出により死者2名、負傷者1名を出す事故が発生して、この危惧が現実のものとなった²⁾ため、消防庁で検討が開始され、平成8年（1996）9月に「二酸化炭素消火設備安全対策検討委員会報告書」³⁾としてまとめられました。この報告書は、二酸化炭素消火設備の安全対策を総合的に検討したもので、その後の対策の基礎となったものです。

この報告書に基づき、平成9年（1997）8月に「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドライン」⁴⁾が定められ、常時人のいる可能性のある部分には二酸化炭素消火設備を設置しないよう求めるなど、一連の安全対策が示されました。

このガイドラインは義務規定ではありませんでしたが、平成13年（2001）3月の消防法施行規則（以下「消則」）第19条の改正で、第5項第一号の二として「常時人がいない部分以外の部分には、全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備を設けてはならない。」が追加されたほか、前記報告書の重要事項が義務規定として盛り込まれました。

このような安全対策が効を奏したのか、その後社会の耳目を引くような事故はしばらく起こりませんでしたでしたが、令和2年（2020）12月以降、立て続けに二酸化炭素消火設備の誤放出による死亡事故が発生してしまいました（表2）。

表2 令和2年（2020）～令和3年（2021）の二酸化炭素消火設備の誤放出による死亡事故

発生 年月日	場所	施設概要	死傷者	事故概要
令和2年 (2020) 12月22日	名古屋市	ホテル 立体駐車場	死者1名 負傷者10名	立体駐車場の工事作業員が、工事中に自火報が誤発報することを防ごうとして、誤って二酸化炭素消火設備を作動
令和3年 (2021) 1月23日	東京都 港区	事務所ビル 立体駐車場	死者2名 負傷者1名	点検作業員6名で二酸化炭素消火設備の点検中に、消防設備点検資格者が誤って二酸化炭素を放出
令和3年 (2021) 4月15日	東京都 新宿区	共同住宅 立体駐車場	死者4名 負傷者2名	駐車場の天井貼替工事中、二酸化炭素を誤放出。作業時消火設備の電源を切らずに、庫内の火災感知器を天井から配線がつながったままぶら下げていた。感知器や配線への物理的な刺激が誤報につながった可能性が高い。

このため、消防庁では、前出の通知を徹底するようその都度通知^{5)~7)}を出すとともに、特に名古屋の事故を受けた通知⁵⁾では、「二酸化炭素消火設備が設けられている付近で他の設備機器の設置工事、改修工事又はメンテナンスが行われる場合には、誤作動や誤放出を行わせないよう第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立会うこと」を求めています。

それにもかかわらず、令和3年(2021)4月に東京で死者4名、負傷者2名を出す類似の事故が発生したため、消防庁では二酸化炭素消火設備の安全対策について本格的に検討を行うことになりました。

令和4年(2022)9月の政省令の改正

以上のような経緯で、令和4年(2022)9月に二酸化炭素消火設備の誤放出事故防止のための消防法施行令(以下「消令」)及び消則の改正が行われました(施行は令和5年(2023)4月1日)。

消則第19条第5項関係では、

- ・ 起動用ガス容器を設けること(第十三号イ関係)
- ・ 誤放出に気づいた時の緊急停止システムを整備すること(第十四号イ関係)
- ・ 自動式の起動装置については二以上の火災信号がなければ起動しないようにすること(第十六号イ関係)
- ・ 常時人のいない防火対象物でない場合は、音声による音響警報装置を設けること(第十七号ハ関係)。
- ・ 適切な閉止弁を設置すること(第十九号イ(ハ)関係)。
- ・ 必要な箇所に立入禁止等の標識を設置すること(第十九号イ(ホ)関係)。

などの対策が講じられました。

また、消則第19条の2が新設され、

- ・ 工事、整備、点検等で防護区画内に人が立ち入る際に、閉止弁が確実に閉まっているようにすること(第一号関係)
- ・ 工事、整備、点検等で防護区画内に人が立ち入る場合は、設備が自動的に作動しないようにすること(第二号関係)。
- ・ 消火剤が放射された場合に人の立入制限を徹底すること(第三号関係)。
- ・ 制御盤の付近に緊急時にとるべき措置が即座にわかる図書を備えておくこと(第四号関係)。

などが新たに定められました。

また、この消則の改正に併せて、消令第34条（適用が除外されない消防用設備等）に第二号が追加されるとともに消則第33条の2が定められ、全域放出方式の二酸化炭素消火設備については、消則第19条第5項第十九号イ（ハ）及び（ホ）並びに第19条の2の規定（上記参照）は全ての防火対象物について遡及することとされました。

同時に消令第36条（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）第2項に第四号が追加されるとともに消則第31条の6の2が定められ、消防法第17条に基づいて設置されている全域放出方式の二酸化炭素消火設備については、防火対象物の用途や規模にかかわらず、全て消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させなければならないこととされました。

駐車場に使われる消火剤の課題

化学物質の中には、毒性があり、分解しにくく、生物中に蓄積され、地球上に広く拡散する可能性のある物質（残留性有機汚染物質）があり、この種の物質は地球環境保護の観点から国際的に協調して規制する必要があるとして、平成13年（2001）5月に、国連で「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」）が採択されました。

平成21年（2009）～平成22年（2010）には、POPs条約において、一部の泡消火薬剤に含有されている「ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」）」又はその塩が規制の対象物質に指定されました。これを受け、国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」）」に基づきPFOS又はその塩が第一種特定化学物質として指定され、製造・輸入が事実上禁止されるとともに、点検や訓練時の回収等の取扱いも規制され、消防法令でも、泡消火設備の点検基準などが改正されました。

さらに、平成31年（2019）5月のCOP9（POPs条約の締約国会合）において、一部の泡消火薬剤に使用されている「ペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」）とその塩及びPFOA関連物質」が規制の対象物質に指定され、これを受け、国内においてもこれらの物質が化審法に基づく第一種特定化学物質に指定されました（令和3年（2021）4月）。今後も、泡消火薬剤に使用されている他のフッ化化合物を含有する物質についても規制が拡大していく可能性があると予想されています。

一方で、水噴霧消火設備を改良した「閉鎖型水噴霧消火設備」や「放出時間を延長した窒素ガス消火設備」が、消防法第17条第3項に基づく特殊消防用設備等として幾つも総務大臣の認定を受けており、地球環境に悪影響を及ぼさない水や窒素を用いた消火設備をもっと積極的に活用できるようにしていく技術的可能性が出て来ています。

これまで見て来たように、消火剤として二酸化炭素を用いると人命危険が高いため使用方法について十分留意する必要がありますが、一方で、化学物質を用いた消火剤はオゾン層の破壊、地球温暖化（HFC-23、HFC-227eaなどは強力な温室効果ガス）、残留毒性などの観点から次々に国際的な規制の対象となっており、使用が難しくなっています。このため、消火剤として、環境負荷がない水や窒素を用いた消火設備の可能性を追求することが、ますます必要になってきています。

昭和36年（1961）に消防用設備等の設置基準が作られた時、駐車場用の消火設備としてスプリンクラー設備が採用されず、水噴霧消火設備が採用されたことについては、第11回で述べたとおりその時点では当然の判断だったと思いますが、そのことが、ハロン1301が国内の駐車場に大量に残存し、二酸化炭素消火設備の設置箇所も多数に上るなど、世界的に見ると特異な状況を引き起こしている可能性があることは否めません。

今や、当時から60年経ち時代が大きく変わっています。

自動車の火災安全対策が進み、自動車の出火率が当時とは桁違いに低くなっており、駐車場火災の際に漏れたガソリンに着火して燃え広がる危険性も極めて低くなっています。消防隊の装備も、当時とは桁違いに向上しています。これらを踏まえれば、駐車場に設ける自動消火設備は、消防隊がよほど活動しにくい場所以外は、諸外国と同様スプリンクラー設備程度の延焼抑止性能を有するものでも良いのではないかと考えられます。

一方で、自動車の軽量化に伴いプラスチック類が多用されて火災の際の発熱量が大きくなっており、電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車が登場するなど、新たな火災危険要因に目配りする必要も出て来ています。

参考資料

- 1) 平成3年8月16日付け消防危第88号・消防予第161号消防庁予防課長・危険物規制課長通知「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」
- 2) 平成7年（1995）12月25日付け消防予第261号「二酸化炭素消火設備の安全対策の徹底について」
- 3) 平成8年（1996）9月20日付け消防予第193号・消防危第117号消防庁予防課長・危険物規制課長通知「二酸化炭素消火設備の安全対策について」別添
- 4) 平成9年（1997）8月19日付け消防予第133号・消防危第85号消防庁予防課長・危険物規制課長通知
- 5) 令和2年（2020）12月23日付け消防予第410号消防庁予防課長通知「二酸化炭素消火

設備の放出事故の発生について」

- 6) 令和3年(2021)1月28日付け消防予第22号消防庁予防課長通知「東京都港区における二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について」
- 7) 令和3年(2021)4月15日付け消防予第187号消防庁予防課長通知「東京都新宿区における二酸化炭素消火設備の放出事故を受けた注意喚起について」

令和7年中の規制対象物における火災発生状況 (その1)

大阪市消防局予防部

はじめに

本資料は、令和7年中に発生した火災のうち、消防法でいう消防用設備等の設置又は防火管理について規制を受ける対象物（以下「規制対象物」という。）の火災状況を特に分析し、今後の予防行政を効果的に推進するための火災予防対策資料として作成したものである。

※各表の数値は、小数点第二位以下を四捨五入している。

1 火災発生状況

(1) 消防対象物全体の火災

令和7年中における消防対象物全体の火災発生状況は、火災件数733件、焼損床面積7,435㎡、損害額8億2,039万2千円であった。令和6年中に比べて火災件数は12件の増加、焼損床面積は2,242㎡の増加、そして損害額は2億2,340万5千円の増加であった。火災の内訳は、建物火災582件、車両火災44件、その他の火災107件であった。火災による死者は、放火自殺者を除くと34人で前年に比べて11人増加し、放火自殺者は1人で、前年に比べて2人減少した。また、火災による負傷者は154人で、前年に比べて8人減少した。

表1 火災概況

区分		令和7年	令和6年	比較	比率(%)
		A	B	A-B	A/B
火災件数(件)		733	721	12	101.7
火災種別 (件)	建物	582	576	6	101.0
	車両	44	47	-3	93.6
	船舶	-	1	-1	-
	航空機	-	-	-	-
	その他	107	95	12	112.6
爆発火災(件)		-	2	-2	-
建物火災 焼損程度 (件)	全焼	18	13	5	138.5
	半焼	19	20	-1	95.0
	部分焼	158	168	-10	94.0
	ぼや	387	375	12	103.2
焼損床面積 (㎡)	面積	7,435	5,193	2,242	143.2
	建物火災1件当たり	12.8	9.0	3.8	142.2
損害額 (千円)	損害額	820,392	596,987	223,405	137.4
	火災1件当たり	1,119.0	828.0	291.0	135.1
死傷者 (人)	死者(放火自殺者を除く)	34	23	11	147.8
	死者(放火自殺者)	1	3	-2	33.3
	負傷者(消防職員を除く)	154	162	-8	95.1
1日当たり	火災件数(件)	2.0	2.0	0.0	100.0
	焼損床面積(㎡)	20.4	14.2	6.2	143.7
	損害額(千円)	2,247.6	1,631.1	616.5	137.8
人口1万人当たり火災件数(件)		2.6	2.6	-	100.0

また、出火原因は、「たばこ」が120件(16.4%)、次いで「電気製品」及び「電気配線類」が98件(13.4%)であった。

表2 原因別火災状況(規制外対象物を含む)

原因		令和7年				令和6年				比較	
		件数 A		比率 %		件数 B		比率 %		A-B	
たばこ	寝たばこ	120	10	16.4	1.4	115	11	16.0	1.5	5	-1
	その他		110		15.0		104		14.4		6
電気製品		98		13.4		86		11.9		12	
電気配線類		98		13.4		95		13.2		3	
天ぷら油	ガス	67	52	9.1	7.1	51	42	7.1	5.8	16	10
	その他		15		2.0		9		1.2		6
ガスこんろ		64		8.7		58		8.0		6	
放火	建物内	61	27	8.3	3.7	77	42	10.7	5.8	-16	-15
	建物外		34		4.6		35		4.9		-1
自動車等(放火除く)		28		3.8		29		4.0		-1	
電気ストーブ		16		2.2		16		2.2		-	
ライター		14		1.9		13		1.8		1	
溶接(断)機		13		1.8		19		2.6		-6	
ローソク		12		1.6		12		1.7		-	
火遊び		11		1.5		10		1.4		1	
電気こんろ		9		1.2		11		1.5		-2	
自然発火		4		0.5		7		1.0		-3	
ストーブ(電気以外)		3		0.4		7		1.0		-4	
コンデンサ		2		0.3		6		0.8		-4	
たき火		1		0.1		1		0.1		-	
不明		51		7.0		40		5.5		11	
その他		61		8.3		68		9.4		-7	
合計		733		100.0		721		100.0		12	

※溶接(断)機とは、ガス溶接(断)機・電気溶接機をいう。

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

(2) 規制対象物の火災

令和7年中に規制対象物で発生した火災は461件で、焼損床面積は3,532㎡、損害額は5億551万であった。前年に比べて、火災件数は26件の増加、焼損床面積は1,689㎡の増加、そして損害額は2億9,215万8千円の増加であった。

火災による死者は、放火自殺者を除くと20人で前年に比べて7人増加し、放火自殺者は0人であり、前年に比べて1人減少した。また、火災による負傷者は106人で、前年に比べて5人減少した。

表3 規制対象物の火災概況

焼損面積及び1件当たりの焼損面積の単位：㎡、損害額の単位：千円

区分		令和7年	令和6年	比較	比率(%)
		A	B	A－B	A／B
規制対象物	火災件数(件)	461	435	26	106.0
	焼損床面積(㎡)	3,532	1,843	1,689	191.6
	損害額(千円)	505,510	213,352	292,158	236.9
	1件当たり焼損床面積(㎡)	7.7	4.2	3.4	180.8
	1件当たり損害額(千円)	1,096.6	490.5	606.1	223.6
	死者(放火自殺者を除く)(人)	20	13	7	153.8
	死者(放火自殺者)(人)	－	1	－1	－
	負傷者(消防職員を除く)(人)	106	111	－5	95.5

(3) 用途別にみた規制対象物の火災

休止休業中のものを除いた市内の規制対象物112,388件のうち、火災が発生した規制対象物は461件で全体の4.1%である。

これらを消防法施行令別表第一に掲げる用途別の火災発生件数でみると、共同住宅等(5)項口が190件と最も多く、次いで不特定多数の人が利用する複合用途防火対象物(16)項イが124件、その他複合用途防火対象物(16)項口が38件、作業場等(12)項イが30件となっており、これらの用途だけで規制対象物火災全体の76.4%を占めている。

表4 令別表第一（用途別）火災発生件数

項		用途	件数	比率(%)
(1)項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	－	－
	ロ	公会堂・集会場	1	0.2
(2)項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	1	0.2
	ロ	遊技場・ダンスホール	1	0.2
	ハ	性風俗関連施設	－	－
	ニ	カラオケ・個室ビデオ等	－	－
(3)項	イ	待合・料理店等	－	－
	ロ	飲食店	27	5.9
(4)項		百貨店・マーケット等	4	0.9
(5)項	イ	旅館・ホテル等	11	2.4
	ロ	共同住宅等	190	41.2
(6)項	イ	病院・診療所等	2	0.4
	ロ	養護老人ホーム・老人短期入所施設等	2	0.4
	ハ	老人デイサービスセンター・児童養護施設等	3	0.7
	ニ	幼稚園・特別支援学校	－	－
(7)項		小中高校・大学校等	4	0.9
(8)項		図書館・博物館等	－	－
(9)項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場等	－	－
	ロ	イ以外の公衆浴場	－	－
(10)項		停車場・発着場	1	0.2
(11)項		神社・寺院・教会等	1	0.2
(12)項	イ	工場・作業場	30	6.5
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	－	－
(13)項	イ	車庫・駐車場	1	0.2
	ロ	飛行機等の格納庫	－	－
(14)項		倉庫	6	1.3
(15)項		事務所等	14	3
(16)項	イ	特定の複合用途防火対象物	124	26.9
	ロ	その他複合用途防火対象物	38	8.2
(16の2)項		地下街	－	－
(17)項		文化財	－	－
(18)項		延長50メートル以上のアーケード	－	－
合計			461	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

表5 署別、用途別火災発生状況

署 用途		対象物数 A	火災件数 B	発生率 B / A (%)	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	水上
合 計		112,388	461	0.4	41	9	11	9	71	26	7	6	18	24	15	39	22	6	15	8	15	10	17	16	14	7	29	25	1
(1)項	イ	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	1,065	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2)項	イ	27	1	3.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	119	1	0.8	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ニ	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(3)項	イ	228	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	3,518	26	0.7	9	-	2	-	8	-	-	-	1	-	-	2	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	
(4)項		2,497	4	0.2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
(5)項	イ	5,283	11	0.2	1	-	1	1	2	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	ロ	33,745	190	0.6	9	3	4	6	14	14	3	1	8	11	3	17	12	-	6	1	10	6	12	6	11	4	15	13	1
(6)項	イ	915	2	0.2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	1,026	3	0.3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	ハ	2,081	3	0.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ニ	233	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(7)項		1,979	4	0.2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(8)項		23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(9)項	イ	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(10)項		185	1	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(11)項		722	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(12)項	イ	7,038	30	0.4	-	-	-	-	1	-	-	4	-	-	8	4	1	-	3	-	1	-	1	2	-	-	3	2	-
	ロ	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(13)項	イ	3,493	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	ロ	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(14)項		5,573	6	0.1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	-	-	1	-	-
(15)項		13,047	14	0.1	1	-	-	-	7	2	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
(16)項	イ	17,584	124	0.7	18	2	2	-	36	9	2	-	4	8	1	8	2	2	3	4	-	2	3	4	2	3	4	5	-
	ロ	11,476	38	0.3	-	2	1	-	2	1	2	1	1	2	2	6	5	1	1	-	2	-	1	1	-	-	4	3	-
(16の2)項		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(17)項		66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(18)項		198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

さらに規制対象物における火災を、出火用途別（複合用途防火対象物においては出火した部分の用途とする。）にみると、共同住宅等(5)項口が233件で全体の50.5%、飲食店(3)項口が88件(19.1%)、作業場等(12)項イが35件(7.6%)となっている。

また、用途別火災発生件数のうち、複合用途防火対象物(16)項で発生した火災162件の出火した部分の用途を件数の多い順にみると、飲食店等(3)項口部分から出火した火災が61件、共同住宅等(5)項口が43件、事務所等(15)項が14件となっている。

表6 出火用途別火災発生件数

項		用途	件数	比率(%)
(1)項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	－	－
	ロ	公会堂・集会場	1	0.2
(2)項	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	1	0.2
	ロ	遊技場・ダンスホール	7	1.5
	ハ	性風俗関連施設	－	－
	ニ	カラオケ・個室ビデオ等	1	0.2
(3)項	イ	待合・料理店等	－	－
	ロ	飲食店	88	19.1
(4)項		百貨店・マーケット等	17	3.7
(5)項	イ	旅館・ホテル等	14	3
	ロ	共同住宅等	233	50.5
(6)項	イ	病院・診療所等	2	0.4
	ロ	養護老人ホーム・老人短期入所施設等	2	0.4
	ハ	老人デイサービスセンター・児童養護施設等	5	1.1
	ニ	幼稚園・特別支援学校	－	－
(7)項		小中高校・大学校等	4	0.9
(8)項		図書館・博物館等	－	－
(9)項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場等	－	－
	ロ	イ以外の公衆浴場	－	－
(10)項		停車場・発着場	3	0.7
(11)項		神社・寺院・教会等	1	－
(12)項	イ	工場・作業場	35	7.6
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	－	－
(13)項	イ	車庫・駐車場	3	0.7
	ロ	飛行機等の格納庫	－	－
(14)項		倉庫	9	2
(15)項		事務所等	28	6.1
(16の2)項		地下街	－	－
(17)項		文化財等	－	－
(18)項		延長50メートル以上のアーケード	－	－
居宅等(共用部分も含む)			7	1.5
合計			461	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

(4) 原因別にみた規制対象物の火災

規制対象物での火災461件を出火原因別で見ると、電気製品が72件(15.6%)、たばこが68件(14.7%)、天ぷら油が60件(13.0%)、電気配線類が58件(12.6%)、ガスこんろが56件(12.1%)であった。

表6-1 規制対象物出火原因別

電気製品		72件	
たばこ	寝たばこ	7件	68件
	その他	61件	
天ぷら油	ガス	46件	60件
	その他	14件	
電気配線類		58件	
ガスこんろ		56件	
放火	建物内	19件	20件
	建物外	1件	
ローソク		12件	
電気ストーブ		10件	
電気こんろ		9件	
ライター		9件	
溶接(断)機		8件	
火遊び		6件	
自然発火		3件	
自動車等(放火除く)		3件	
コンデンサ		1件	
ストーブ(電気以外)		1件	
不明		23件	
その他		42件	
合計		461件	

共同住宅等(5)項口での火災190件(16項のうち共同住宅等が存するものを除く)を出火原因別で見ると、たばこが35件(18.4%)、ガスこんろが25件(13.2%)、電気製品が24件(12.6%)、電気配線類が18件(9.5%)であった。

表6-2 共同住宅等出火原因別

たばこ	寝たばこ	4件	35件
	その他	31件	
ガスこんろ		25件	
電気製品		24件	
天ぷら油	ガス	14件	22件
	その他	8件	
電気配線類		18件	
放火	建物内	10件	10件
	建物外	-	
電気ストーブ		9件	
電気こんろ		8件	
ローソク		7件	
ライター		4件	
火遊び		3件	
ストーブ(電気以外)		1件	
不明		11件	
その他		13件	
合計		190件	

表7 用途別原因別の火災件数

原因 用途		合計	電気製品		たばこ		天ぷら油		電気配線類	ガスこんろ	放火		ローソク	電気ストーブ	電気こんろ	ライター	溶接（断）機	火遊び	自然発火	自動車等（放火除く）	コンデンサ	ストーブ（電気以外）	不明	その他
			寝たばこ	その他	ガス	その他	建物内	建物外																
用途	合計	461	72	7	61	46	14	58	56	19	1	12	10	9	9	8	6	3	3	1	1	23	42	
	(1)項	口	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	(2)項	イ	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2)項	ロ	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3)項	ロ	27	2	-	1	6	1	4	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
	(4)項		4	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5)項	イ	11	7	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(6)項	口	190	24	4	31	14	8	18	25	10	-	7	9	8	4	-	3	-	-	-	1	11	13
		イ	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ロ	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	(7)項	ハ	3	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
			4	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	(10)項		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	(11)項		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(12)項	イ	30	10	-	2	1	-	4	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1	-	5	3
	(13)項	イ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
(14)項		6	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	
(15)項		14	5	-	2	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
(16)項	イ	124	15	2	18	21	2	15	16	5	-	-	1	-	-	3	-	2	1	1	1	3	18	
	ロ	38	4	1	5	3	2	7	3	2	1	3	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	3	

表8 複合用途対象物の発生場所及び原因別の火災件数 (16)項イ)

原因 用途	合計	天ぷら油		たばこ		ガスこんろ	電気配線類	電気製品	放火		溶接（断）機	自然発火	ライター	電気ストーブ	コンデンス	自動車等（放火除く）	不明	その他
		ガス	その他	寝たばこ	その他				建物内	建物外								
合計	124	21	2	2	18	16	15	15	5	0	3	2	1	1	1	1	3	18
(2)項	口	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(2)項	二	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)項	口	15	2	-	8	10	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	15
(4)項		-	-	-	2	1	4	2	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-
(5)項	イ	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5)項	口	5	-	2	2	3	-	2	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1
(6)項	ハ	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(10)項		-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(12)項	イ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
(13)項	イ	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
(14)項		-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(15)項		-	-	-	2	-	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
居宅等		-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-

表9 複合用途対象物の発生場所及び原因別の火災件数（(16)項口）

原因 用途	合計	電気配線類	たばこ		天ぷら油		電気製品	放火		ガスこんろ	ローソク	火遊び	溶接（断）機	ライター	不明	その他
			寝たばこ	その他	ガス	その他		建物内	建物外							
合計	38	7	1	5	3	2	4	2	1	3	3	1	1	1	1	3
(3)項口	2	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
(5)項口	25	5	1	5	2	1	1	-	-	2	3	-	-	1	1	3
(12)項イ	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
(14)項	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
(15)項	5	2	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅等	3	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-

2 火災の発見と避難状況

(1) 火災の発見者、発見に至った経過及びその後の行動

火災の発見者は、規制対象物の火災461件のうち、火気取扱者が165件(35.8%)、次いで火元勤務者68件(14.8%)、火元居住者50件(10.8%)、同一建物内居住者41件(8.9%)の順に多く、これらで70.3%を占めている。

表10 火災の発見者

発見者	件数	比率(%)
火気取扱者	165	35.8
火元勤務者	68	14.8
火元居住者	50	10.8
同一建物内居住者	41	8.9
通行人	32	6.9
客・外来者	29	6.3
近隣者	28	6.1
同一建物内勤務者	12	2.6
警備員・常駐以外	7	1.5
警察官	6	1.3
管理人	6	1.3
工事関係者	5	1.1
消防職員	2	0.4
同一敷地内勤務者	2	0.4
同一敷地内居住者	2	0.4
警備員・常駐	1	0.2
発見者に同じ	1	0.2
不詳	1	0.2
その他	3	0.7
合計	461	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

また、火災を発見するに至ったきっかけは、火煙が193件(41.9%)、臭気が81件(17.6%)、自動火災報知設備が66件(14.3%)であった。

表11 火災発見のきっかけ

発見のきっかけ	件数	比率(%)
火煙	193	41.9
臭気	81	17.6
自動火災報知設備	66	14.3
物音	47	10.2
火器取り扱い中	40	8.7
住宅用火災警報器	7	1.5
熱気	6	1.3
その他	21	4.6
合計	461	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

さらに、発見者の火災発見後の行動として、消火に従事したが111件(24.1%)、119番通報したが82件(17.8%)、消火してから通報した41件(8.9%)となった。

表12 発見後の行動

発見後の行動	件数	比率(%)	発見後の行動	件数	比率(%)
消火に従事した	111	24.1	通報依頼し消火に従事した	5	1.1
119番通報した	82	17.8	通報依頼し避難誘導等をした	4	0.9
消火してから通報した	41	8.9	人に消火を依頼し通報した	3	0.7
人に火災を知らせた	39	8.5	避難してから通報した	3	0.7
人に通報を依頼した	19	4.1	避難誘導等をし消火に従事した	2	0.4
消火してから人に知らせた	18	3.9	通報後人に知らせた	2	0.4
消火したが消えず人に知らせた	14	3.0	避難誘導等をし通報を依頼した	2	0.4
消火したが消えず避難した	14	3.0	消火したが消えず通報を依頼した	2	0.4
消火したが消えず通報した	12	2.6	通報を依頼し消火しようとした	2	0.4
燃焼物を他にうつした	11	2.4	消防機関に駆け付けた	1	0.2
人に火災を知らせ通報した	10	2.2	避難してから通報を依頼した	1	0.2
何もしなかった	9	2.0	避難誘導等をし通報した	1	0.2
人に火災を知らせ消火に従事した	8	1.7	その他	4	0.9
警察に通報した	8	1.7			
熱源を断った	7	1.5			
通報後消火に従事した	7	1.5			
避難した	7	1.5			
人に消火を依頼した	7	1.5			
人に通報と消火を依頼した	5	1.1			
合計				461	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

(2) 避難状況

規制対象物の火災461件のうち、出火建物にいた人が階段等を使用して避難を行った火災は87件であり、その内訳は次のとおりであった。

なお、使用していない理由としては、階段室に煙が充満していた又は火災の規模等の理由により避難をする必要がなかった等であった。

表13 避難状況

避難状況	件数	比率(%)
屋内階段	41	47.1
屋外階段	19	21.8
屋外避難階段	13	14.9
屋内避難階段	9	10.3
エレベーター	2	2.3
特別避難階段	1	1.1
その他	2	2.3
合計	87	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。



令和7年度 事業の結果について

総務部

当協会の令和7年度事業報告等について、令和8年6月11日に総務大臣へ提出しました。

その概要は、以下のとおりです。

I 主要業務重点事項の実施結果

1 試験・検査業務の信頼性の確保

(1) 業務の適正な実施体制の確保・充実

組織全体としてコンプライアンスの確保と厳正かつ公正な事業の実施体制の確保に努めるため、協会職員へのコンプライアンスに係る内部研修の実施及び不正受検に対する再発防止対策の運用を業務確認により確認した。

また、地震等災害時への影響を最小限にとどめるための事業継続計画をより確実なものとするため、地震及び火災を想定した災害対応訓練を実施し、業務の適正な実施体制の確保に努めた。

(2) 試験品質・検査品質の確保・維持・向上

国際規格「ISO/IEC17025試験品質システム」に適合する認定試験所として信頼性の高い試験データの確保・提供を行うため、品質方針及び品質目標を掲げ、試験品質マニュアル等を遵守しながら試験業務を遂行するとともに、測定機器等の校正、内部監査、マネジメントレビュー等を適切に実施し、試験品質システムの維持・向上に努めた。

また、検査品質の信頼性を高めるために、職員の検査技術の向上に努めるとともに、検定業務等について、関係団体からの要望を踏まえ、型式変更試験等における提出図書の簡素化やオンライン会議に係る環境の整備を図るなど業務の改善・効率化に努めた。

(3) 職員の教育研修の充実

試験・検査の信頼性を確保するため、内部研修会において、不正受検の防止、職員のハラスメント防止及び情報セキュリティに係る意識の啓発に取り組んだ。

また、消防大学校への研修派遣、測定等試験技術や品質管理体制等の審査及び安全管理に係る外部研修への積極的参加により、職員の知識及び技術力の向上を図った。

(4) 法令遵守の徹底

検定等技術協議会において、消防用機械器具等の受検者に対して検定制度の主旨や適正な手続きの徹底等に係る注意喚起を行った。

(5) 業務実施基盤の維持・強化

試験施設等の長期的な整備を実施するための試験施設等整備計画（長期計画）に基づき、中央試験場の建替え工事が完了したため、(旧) 中央試験場の解体工事を進めた。

さらに、試験施設・設備等整備中期計画に基づき、試験施設・設備関係では、大型消火器の消火試験等に使用する温度調整用プレハブ式恒温槽の更新、光電式スポット型感知器等に使用する煙感度試験機の更新、自動火災報知設備の受信機・中継器の繰返し試験機の更新等の整備により、試験の精度の確保に努めた。

また、業務実施基盤の確保を図るため、近年の人件費や物件費の上昇等を踏まえ、検定手数料及び受託評価手数料の改定を行った。

2 消防用機械器具等の調査、普及等

(1) 消防用機械器具等の性能、機能に関する調査

関係機関と連携して、住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査研究及び設置されてから経年使用した検定対象機械器具等に関する調査を行い、報告書を取りまとめた。

(2) 消防用機械器具等に関する各種課題への対応

近年多発している林野火災に有効な消火薬剤、有機フッ素化合物を含有しない泡消火薬剤等への環境課題について消防庁予防課、学識経験者、関係機関及び関係団体と連携を図るとともに、消防用機械器具等に関する技術革新の進展への対応とし

て、基準の特例に係る技術的な事項について総務大臣に意見を具申した。

(3) 住宅防火対策の普及対応

本格的な高齢者社会を迎え、高齢者等を中心とした住宅火災による死者数の低減を図るため、関係機関と連携して住宅用防災警報器などの防火・防災に関する冊子の制作及び配布、住宅用消火器等の設置及び適正な維持管理方法の推進に関する情報提供等を行い、住宅防火対策の普及推進に取り組んだ。

(4) ISO/TC21への対応

消防器具のISO規格に関し、SC（分科会）及びWG（作業部会）へ参加し、関係機関と連携を図りながら、国際的な動向の把握等に努めた。

また、ISO/TC21協議会に対して、負担金の拠出や職員の派遣による支援を行った。

(5) AFIC活動への参加

令和8年度開催予定の第12回AFIC（アジア防火検査協議会）総会について、書面での意見交換を行い、情報収集等に努めた。

(6) 消防用機械器具等の規格及び認証制度の紹介等

日本で認証された消防用機械器具等の海外への普及に資するため、令和7年8月にベトナム国ホーチミンで開催された防災展（Fire Safety & Rescue VIETNAM）に出展し、日本の消防機器等の規格及び協会が実施している認証制度について紹介を行った。

また、令和7年12月及び令和8年1月に日本消防検定協会において、ベトナム公安省消防救難警察局長職員に対し、消防庁予防課及び一般社団法人全国消防機器協会と共に、消防用機械器具等に係る規格の解説、試験方法の実演等火災予防技術に関する研修を実施した。

3 協会業務に関する情報提供・広報の充実等

(1) 消防用機械器具等に関する技術情報の提供の充実

協会が実施している検定対象機械器具等の試験・検査に関する情報、調査研究・試験に関する技術情報について、ホームページ及び機関誌により公表するとともに、消防本部等が開催する研修等への協会職員の講師派遣、全国消防長会が開催する委

員会への参加により、協会の業務内容及び消防用機械器具等について、情報の提供を行った。さらに、法令改正等に伴う変更内容の周知を図るため、関係団体と共に、消防職員を対象とした講習会（予防技術講習会）、消防用機械器具等の製造販売者を対象とした研修会（消防機器等に関する研修会）を開催するなど、幅広く情報提供に努めた。

（２）広報の充実

科学技術週間にあたり、消防庁消防大学校・消防研究センター及び一般財団法人消防防災科学センターとともにオンラインと実開催の併用で一般公開を行うなど、使用者、利用者をはじめ消防関係機関の関係者、一般の方々に対し、協会の業務の紹介や消防用機械器具等に関する適正な知識の普及啓発に努めた。

また、ホームページの動画コンテンツを充実及び検定時報の電子化を図るなど、広報の充実に努めた。

Ⅱ 損益等の状況

令和７年度の各事業における収入については、前年度と比較して検定事業は4.0%の増収、受託事業は4.9%の増収となり、その結果、事業収入は4.1%増加して19億1,778万4,187円となった。

事業収入と事業外収入と合わせた収益は19億8,043万1,702円となり、前年度と比較して5.5%の増収となった。また、費用については20億924万4,552円の支出となり、前年度と比較して0.6%の増加となった。

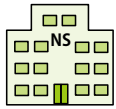
これらの結果、令和７年度は当期損失金2,881万2,850円を計上した。

令和7年度損益計算書

令和7年4月 1日から

令和8年3月31日まで

費 用			収 益		
勘 定 科 目	金 額		勘 定 科 目	金 額	
	円	円		円	円
事業費		1,834,844,124	事業収入		1,917,784,187
検定事業費	1,330,147,769		検定事業収入	1,523,384,087	
受託事業費	317,938,136		受託事業収入	394,400,100	
調査研究費	32,883,804				
減価償却費	153,874,415				
一般管理費		135,580,045			
管理諸費	86,598,955				
租税課金	33,378,420		事業外収入		62,647,515
消費税	15,192,200		運用収入	25,568,306	
交際費	410,470		雑収入	37,079,209	
特別損失		3,349,783	当期損失金		28,812,850
固定資産除却損	3,349,783		当期損失金	28,812,850	
法人税、住民税 及び事業税	35,470,600	35,470,600			
合 計	2,009,244,552	2,009,244,552	合 計	2,009,244,552	2,009,244,552



第67回消防機器業務懇談会の概要②

総務部 庶務課

令和8年4月22日（水）明治記念館にて第67回消防機器業務懇談会が開催されました。一般社団法人全国消防機器協会傘下の工業会及び日本消防検定協会が、当面の課題等について懇談を行いました。8月号に引き続き工業会からの意見、情報提供等をご紹介します。

4. 概要

(3) 工業会からの意見、情報提供等

ケ 一般社団法人日本消防標識工業会 神事会長

○ 東京都火災予防条例施行規則の改正による啓蒙活動

東京都火災予防条例第23条の施行規則が改正され、当工業会では東京消防庁の活動に協力し、危険物品持込厳禁等の6種類を認定品として承認頂き、当工業会の推奨品と認定して普及と啓蒙活動を進めています。

「危険物品持込厳禁」の標識に新たにピクトグラムを配置し、従来の横型に縦型を追加しました。



○ 二酸化炭素消火設備標識の設置について

消防庁では令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次ぎ発生したため、事故の再発防止を目的に法令が改正され、二酸化炭素消火設備を設置している皆様は、新たに標識の設置が必要になりました。

(消防法施行規則第19条第5項)

当工業会の会員数社から4種類の推奨品承認申請を受け工業会推奨品と認定して販促活動を行っている。

(令和5年4月1日施行)



○ 光警報装置のピクトグラム標識について

消防庁より令和7年1月30日付けで光警報装置の設置に係るガイドラインが発出された。

JIS Z 8210に光警報装置（火災用）の図記号が採用されたのを踏まえ、ガイドラインに光警報装置のピクトグラム標識が追記され、当工業会は日本火災報知機工業会と協力し、広く光警報装置の認知と標識の表示を推進するため、双方のホームページ等で販促や普及活動を行う。



○ 「日消標ニュース」の発行やSNSによる広報活動について

当工業会の機関誌として、年3回の発行をしており今年度も会員情報を掲載し、ホームページにも「会報」として公開している。内容は、新年のご挨拶、定期総会の写真と報告、消防庁長官表彰など各表彰受賞者のお知らせ、会員が出展する展示会のお知らせ、新商品発売のご案内などとなる。

Instagramに登録し工業会の活動や会員の商品情報を投稿している。

○ ホームページについて

当工業会が主に扱う反射材、蓄光材、蛍光材の3素材の説明をホームページのトップに、イラスト等を使い分かり易く紹介している。

年2か所の「会員会社訪問」による社長のインタビュー取材動画（約7分）を作成し、YouTubeで公開しあわせて取扱商品の紹介もしている。（今年度は第9・10回目を計画）

今年度も各標識類の設置例写真等の変更で理解しやすくなる工夫をする。

コ 一般社団法人日本消防服装・装備協会 小林会長

○ 総務省消防庁のガイドラインの見直しに伴う当協会の防火服等の自主管理認定業務について

当協会では、防火服等の品質を確保するため、ISO規格及び総務省消防庁のガイドラインに準拠した自主管理基準を制定している。

また、客観性及び公平性を確保するため、第三者で構成される「防火服等自主管理委員会」（委員長：小林恭一）を設置し、平成29年9月より防火服等の審査を実施している。審査に合格した防火服等には、当協会の認定マークを交付している。

令和4年3月には、総務省消防庁において消防職員・消防団員向け防火服等

ガイドラインの見直しが行われた。これを受け、当協会においても令和6年5月に「防火服等自主管理委員会」の審査基準および審査方法の見直しを行い、新ガイドラインに準拠した認定業務を継続している。また、今年度に予定しているガイドライン改定を見据え、当協会としても必要に応じて自主管理基準の見直しを行う予定。



認定マーク

- ISO/TC94/SC14（消防服装・装備関係）の国内審議委員会の事務局としての適正執行の推進について

令和2年度に、ISO/TC94/SC14国内審議委員会及び消防防護装備研究会の事務局が、日本防災協会から当協会へ移行しました。これに伴い、引き続き、国内の消防本部、消防団等の意見を調整し、ISO国際会議において日本の立場を適切に主張していく予定。

- 積極的な広報の推進について

「消防職員・団員の防火服等のガイドラインの見直し」が行われたことから、全国の消防本部及び消防団本部へ、適正な防火服等の着用及び防火服等の購入等について、ホームページ等を活用した広報を積極的に実施する予定です。

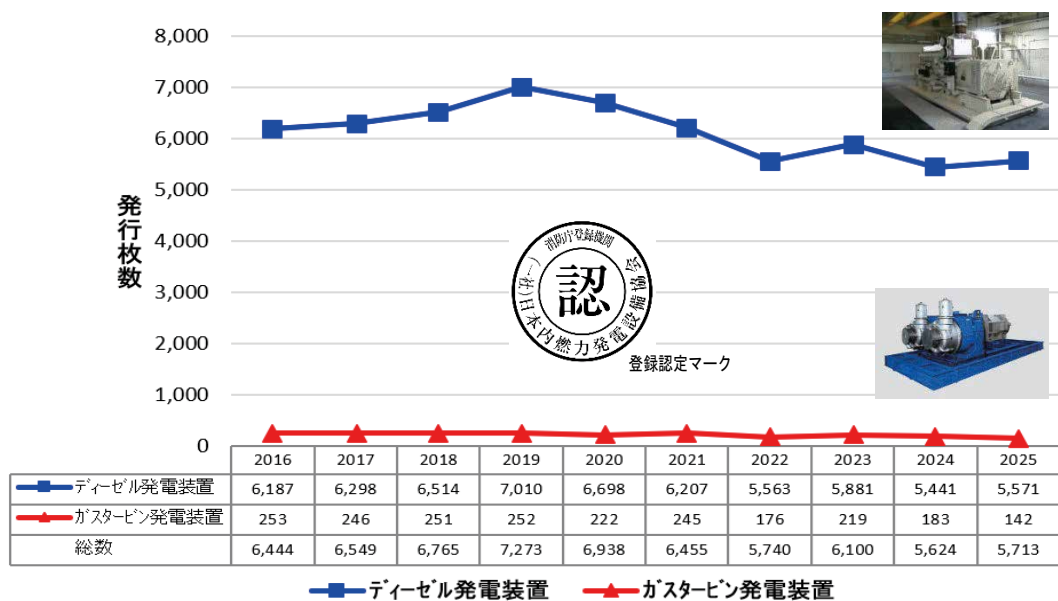
なお、当協会のホームページのURLは、<https://www.jfce.or.jp>です。

サ 一般社団法人日本内燃力発電設備協会 吉村会長

- 自家発電設備の認証事業

当協会は、自家発電設備に対する登録認定機関として総務省消防庁に登録されています。

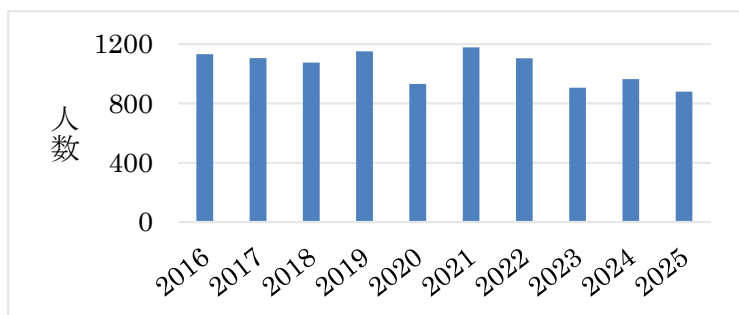
当協会が認証した防災用自家発電設備は、登録認定マークが貼られ、「自家発電設備の基準」（消防庁告示基準）に適合するものとみなされます。



登録認定マークの発行推移（10年間）

○ 自家用発電設備専門技術者の養成

自家発電設備の点検、保全に精通した専門技術者の資格者を養成している。
全国8地区で9月から11月の期間で講習・試験を実施する予定です。



自家発電設備専門技術者の合格者の推移（10年間）



自家発電設備点検の様子

シ 一般社団法人日本照明工業会 鹿倉専務理事

○ 誘導灯器具等認定業務の推進

消防法令で規定されている誘導灯については、消防庁の登録認定機関である日本電気協会の「誘導灯認定委員会」が実施していますが、当工業会は、誘導灯の適正な品質を確保するため、次の業務について協力している。

- ① JEA誘導灯認定委員会（4回／年開催）における誘導灯器具等の型式認定の推進
- ② 登録認定試験機関における認定試験への立会

- ③ 登録製造事業者の立入調査の実施
- ④ 市場の誘導灯の買い上げ試験（工業会技術基準への適合性調査）の実施
- 「ぼうさいこくたい2026」出展
10月17日～18日開催の「ぼうさいこくたい2026」に出展し、誘導灯器具のほか、防災照明器具を展示する予定です。
- 誘導灯点検啓発ポスター作成
誘導灯の定期点検の確実な実施を啓発する目的で、ポスターを消防庁の後援により作成。全国の消防本部、消防団等に配布する予定。
- 周期始動方式自動点検機能搭載誘導灯の普及活動
誘導灯に内蔵する蓄電池の容量を、機器単独で自動的に定期的に点検し、その結果を表示する新しい誘導灯について、昨年度、技術基準を策定し、消防庁から点検要領の改正の通知（令和7年10月3日 消防予第410号）が発出されました。これにより、定期検査の大幅な合理化が図られると期待している。
この新しい誘導灯を普及させるために、パンフレット等を作成し周知する予定。
- 誘導灯に関するパンフレット・動画等の作成・公開
誘導灯の適正な維持管理や点検・報告等に関する次のパンフレットを作成し、ホームページ（工業会について > 刊行物・規格・出版物 > パンフレット類・ポスターダウンロード）で公開しています。
 - ① 防災照明器具保守点検リニューアルのすすめ：万が一の事態に備える防災照明器具の保守・点検・リニューアルの紹介
 - ② 「誘導灯の種類と点検方法の紹介」動画：誘導灯の種類と自動点検機能を動画で紹介

ス ガス警報器工業会 高橋会長

- ガス警報器設置・交換促進運動の展開
期間中（4月～11月）に、令和8年度ガス警報器設置・交換促進啓発ポスター（約4万枚）及び啓発冊子「ガスもれ事故防止のための手引き」（約40万部）を消費者団体、全国消防本部、全国のガス事業者等の関係機関に配布（ポスターと啓発冊子の配布は4月下旬予定）をし、ガス警報器の設置と交換促進運動の積極的な推進を行う（※①）。
- 一般消費者向けの住宅用火災・ガス・CO警報器の周知活動の展開

- ① インターネット媒体を通じて、ガス警報器に関する一般消費者向けアンケートを実施し、設置と交換の啓発を行うと共に、警報器に関するお役立ち事例やご意見を「2025年度全国のお客様の声」冊子にまとめ、住宅用火災・ガス・CO警報器の設置促進を行う（※②）。
 - ② 既存の「警報器普及啓発チラシ」や「ガスもれ事故防止のための手引き」冊子、新たに作成する「警報器の交換促進チラシ」等を用いて、消費者団体等が主催する講習会で住宅用火災・ガス・CO警報器の機能や設置の意義を訴求し、広く啓発を行う。
- 消防関係団体の展示会等における住宅用火災・ガス・CO警報器の周知活動の展開
- ① 住宅防火対策推進協議会事業のひとつとして、各地区消防本部で実施される火災予防イベントで住宅用火災・ガス・CO警報器のPRし、設置交換促進活動を行う。
 - ② 住宅防火対策推進協議会事業の所属団体として、国際福祉機器展に出展をし、住宅用火災・ガス・CO警報器の有用性をPRし、設置交換促進活動を行う。
- ガス事業者等が実施する講習会等における住宅用火災・ガス・CO警報器の周知活動の展開
- ガス事業者等が実施する講習会の受講者に対して、「ガス警報器設置マニュアル」、「ガス警報器アプローチブック」、啓発動画等のツールを用いて、住宅用火災・ガス・CO警報器の設置促進と交換期限（維持）管理の重要性について啓発を行う。



※① 「令和8年度ガス警報器設置・交換促進啓発ポスター」

※② 「2025年度版 全国のお客様の声」

セ インターホン工業会 小笠原会長

○ 戸外表示器（SD）の適合確認審査の推進

戸外表示器（SD）について、Web活用と対面審査会を併用し、適正で効率的な適合確認審査の推進を図ります。また、設備更新におけるSDマークの必要性啓発活動を継続推進する。

○ 設備更新を促進するための施策の実施

インターホンの日（4月28日：良いツワ）に合わせ、4月をインターホン設備点検月間と定め、インターホン設備リニューアルへの認識度向上と市場要望の把握のため、懸賞クイズキャンペーン9回目を継続実施する。

インターホンの日 懸賞クイズキャンペーン：2026年4月1日～5月31日

○ インターホン設備（システム）劣化診断資格者講習会の開催

2026年度インターホン設備（システム）の劣化診断資格者講習会を実施するとともに、9月にWeb開催し設備更新に対応する人材増強を図る。

当工業会のホームページに、インターホン設備（システム）劣化診断資格者を有する事業者の都道府県別掲載を継続する。

○ インターホン自主認定（HQI）活動の実施

インターホン自主認定制度は、機器の機能や性能が当工業会の定めた技術基準を満たしていることを認定する自主認定制度です。今後も継続して認定審査を行い、信頼の証であるHQIマークの認知度を向上していきます。

「屋外警報装置等の技術基準ガイドライン」への対応として、インターホン自主認定制度で引き続き適合確認認定を実施し普及促進を進める。

○ インターホン工業会 新Visionの公開

2017年公表のVision2025をアップデートし、これからの10年を見据え、新たにMission&Vision2035を策定しました。

Missionとして多様化するニーズと課題をコミュニケーション技術で解決し「安全」、「安心」及び「つながり」のある社会の実現に貢献する。

Visionとして、市場の多様化を反映しエンドユーザー・関連業界との間に強固な「つながり」を有すると決めました。

この方針に基づきアクションプランを実行する。

ソ 一般社団法人全国設備業DX推進会 粕井専務理事

○ 設備業のDX支援事業の推進

当推進会は、設備業のDX支援に取り組んで行く。電子申請対象手続きの拡大など行政のDX推進の流れに対応していくために、まずは自社の課題と向き合い、DXに積極的に取り組んでいけるよう、DXのユーザー事例を発掘してサイトやメールマガジンにて情報提供する。

◆当会サイト「設備経革広場」<http://www.setsubi-it.jp/>

○ 「関西消防設備士サミット2026」の開催

11月6日（金）に「関西消防設備士サミット2026」を開催する。

開催地：マイドームおおさか（大阪府大阪市中央区本町橋2番5号）

- ① 「消防設備士サミット（消防設備業界関係者のリアルな悩みや考えを共有し会場全体でディスカッション）」
- ② 「消防設備士×現役消防職員の関係性について」の2つのセッションを企画

また、設備メーカーの担当者を講師として招き、実技講習を兼ねた「技術研修会」を計画するとともに、出展社による最新ソリューション展示を実施する。

地域に根差し、消防業界の今を発信する。

○ DXフェア開催＋その他各種展示会への出展

今年度も、DXフェアイベントの開催や展示会出展を積極的に進める。

- ① 5月26日：電気・水道・消防 設備業応援フェア2026in福岡
- ② 5月27～29日：第74回電設工業展
- ③ 7月7日：建設業&設備業DXフェア2026in岡山
- ④ 10月21～23日：第58回管工機材・設備総合展
- ⑤ 11月6日：関西消防設備士サミット2026、みらい市（各所） など

○ 消防設備業向けセミナー支援

消防設備業向けに各種セミナー講師派遣を行っている。

主なセミナーの他、ご要望に合わせたセミナーの開催も可能です（要相談）。

【主なセミナー】DXセミナー、AIセミナー、電子申請セミナー、補助金・助成金活用セミナー、改正建設業法セミナー、体験型（CAD、積算、施工管理）セミナーなど

◆当会提供セミナーメニュー

<https://www.setsubi-it.jp/seminar/menu.html>

○ 消防機器業の会員の拡充

電気工事業及び管工事業に加え、消防機器業に関係する組合・その他団体などの会員の入会を促進する。

会員に対して、無料セミナーの開催、専用サイト「設備経革広場」での各種情報の掲載、メールマガジンの配信、無料ホームページの作成サービス、組合連絡網システムの構築などのサービスを提供する。

タ 一般社団法人全国避難設備工業会 生貝常務理事・事務局長

○ 木造建築物における避難器具の設置方法ガイドラインの作成及び設置工法の研究

学識経験者及び建築技術者と連携した木造建築物における避難器具の設置方法ガイドラインの作成の継続及び設置に関する委員会を開催する。

○ 避難器具に使用する金属材質の研究及び経年劣化に関する交換基準の整備

避難器具に使用する金属材質（ステンレス）に関する研究を行い、避難器具の経年劣化に関する交換基準の整備及び設置業者が交換提案を行うための指針の作成を進める。

○ 避難器具の適切な使用方法を主とする啓蒙活動

取扱説明の動画の各方面への広報活動及び避難器具設置の関係先に対する避難器具の適切な設置、使用、維持管理に関するリーフレット等を新規に作成し、配布する。

○ 会員に対する情報発信の強化及び情報の共有

当工業会のホームページの刷新及び会員専用ページにおける情報共有機能の強化、オンライン申請における申請状況の照会及び進捗確認機能の構築を行う。

○ 設立50周年に向けた周年事業の準備

当工業会の歴史等の資料収集を行う。

チ 一般社団法人日本消火装置工業会 【資料提供のみ】

○ 消火設備の制度及び技術の調査、研究、情報収集並びに啓発に関する事項

① ISO規格策定作業への参加

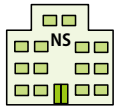
・国内審議及び国際会議（中国、天津）への代表派遣

② ハロンの適切な管理のための自主行動計画のフォローアップ及び評価の実施

- ③ 駐車場に設置されている泡消火薬剤の市巾在庫量調査の継続
 - ・たん白泡、合成界面活性剤泡、水成膜泡などの泡消火薬剤
- ④ PFOS・PFOA等の有機フッ素化合物を含有しない泡消火薬剤を用いた泡消火設備の検討の継続
- 消火設備の宣伝普及に関する事項
 - ① ホームページによる消火設備関連の情報提供及び解説の実施
 - ② 住宅防火防災推進シンポジウムにおける住宅用スプリンクラー等の啓発活動
 - ③ PFOS・PFOA・PFHxS・PFOA関連物質及びPFHxS関連物質含有泡消火薬剤関連の啓発活動
 - ④ 泡消火設備の点検基準・点検要領の改正に関する啓発活動
- 機関誌、パンフレット及び図書の刊行に関する事項
 - ① 工業会ニュースの発行及び工業会統一様式のラベル、シール等の刊行
 - ② 各消火設備設計・工事基準書の刊行
 - ・「不活性ガス消火設備設計・工事基準書（第3版）」の刊行
 - ・「スプリンクラー設備設計・工事基準書（第4版）」及び「泡・水噴霧消火設備設計・工事基準書（第2版）」の改訂、刊行
 - ・「ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書（第3版）」の改訂、刊行
- 研究会、講演会、懇談会、講習会、展示会等に関する事項
 - ① 住宅防火対策推進協議会の国際福祉機器展への出展協力及び住宅防火防災推進シンポジウムへの参加
 - ② 「講師会」の開催及び講師会登録講師の消防設備士講習、保守業務従事者実技講習、点検資格者講習等への講師派遣
- 関係官公庁、その他関係機関との連絡並びに協力に関する事項
 - ① 法令等の制定、改廃、運用等に関する答申並びに意見の具申
 - ② 法令、運用通知、行政指導等の周知徹底
 - ③ 外部委員会等への委員の派遣

(4) 質疑応答

- 特になし



第2回：回収した消火器における消火薬剤の物性試験結果

企画研究部 企画研究課

はじめに

検定対象機械器具等の経年使用に伴う劣化状況を把握することを目的として、消防設備業者へのアンケート調査を実施したところ、特に消火器について、外観から劣化の程度を判断することが難しいという意見が多く寄せられました。

この結果を踏まえ、実際にどの程度劣化が進行しているのかを具体的に把握するため、有資格者による点検が十分に行き届いていない可能性がある小規模飲食店に設置されている消火器を対象に調査を行いました。

本調査は、「検定対象機械器具等の経年劣化に関する調査研究」として全3回にわたり報告する予定です(第1回は7月号に掲載しました)。各回の内容は以下のとおりです。

- ・第1回：小規模飲食店に設置された消火器の外観劣化と設置環境の関係
- ・第2回：回収した消火器における消火薬剤の物性試験結果
- ・第3回：検定対象機械器具等に関するアンケート調査結果（消火器以外）

本号では、第2回として、回収した消火器における消火薬剤の物性試験結果について報告します。

1. 調査の方法

1-1. 消火器の回収対象とした小規模飲食店の選定理由

平成28年の糸魚川市大規模火災を受け、令和元年10月から150㎡未満の飲食店を含むすべての飲食店に消火器の設置が義務づけられました。このうち、小規模飲食店では有資格者による点検が主ではないと推測され、経年劣化の実態を把握する上で適切な回収対象先と判断しました。また、寒冷地域・温暖地域の違いによる劣化の差がほとんど見られなかったことから、調査は都内の小規模飲食店に絞り、16店舗の協力を得て消火器28本を回収しました。

1-2. 回収した消火器の試験方法

回収した消火器について、本体容器から充填されていた粉末（ＡＢＣ）消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）を取り出し、以下の試験を実施しました。

●粒度試験

消火薬剤100 gを『JIS Z 8801 試験用ふるい』の呼び寸法180 μ mのふるいに通過させて、99%以上が通過することを確認しました。



写真1-2① 試験用ふるい



写真1-2② 粒度試験の実施前の様子



写真1-2③ 試験用ふるいを叩く

【消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（粉末消火薬剤）

第7条 粉末消火薬剤は、防湿加工を施したナトリウム若しくはカリウムの重炭酸塩その他の塩類又はりん酸塩類、硫酸塩類その他防災性を有する塩類（以下「りん酸塩類等」という。）で、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）Z 8801の呼び寸法180マイクロメートル以下の消火上有効な微細な粉末であること。

（以下省略）

●吸湿試験

消火薬剤を10 g シャーレに入れ、温度30%、湿度60%の恒温恒湿槽で質量変化がなくなるまで吸湿させ、温度30%、湿度80%の恒温恒湿槽に48時間静置させたときの質量増加率を測定しました。

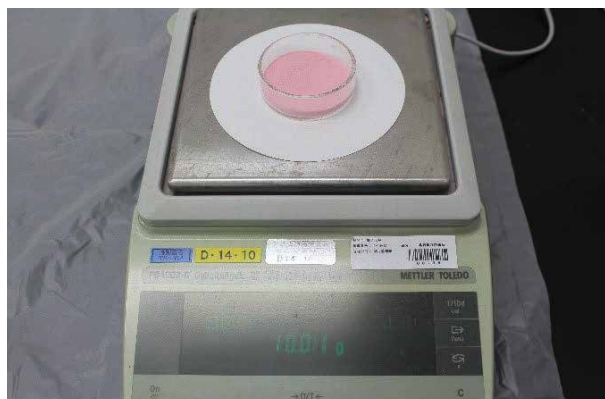


写真1-2④ 試料採取



写真1-2⑤ 恒温恒湿槽

【消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（粉末消火薬剤）

第7条 粉末消火薬剤は、防湿加工を施したナトリウム若しくはカリウムの重炭酸塩その他の塩類又はりん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する塩類（以下「りん酸塩類等」という。）で、次の各号に適合するものでなければならない。

一 （略）

二 温度30度及び相対湿度60パーセントの恒温恒湿槽中に48時間以上恒量になるまで静置した後に、温度30度及び相対湿度80パーセントの恒温恒湿槽中に48時間静置する試験において、質量増加率が2パーセント以下であること。

（以下省略）

●沈降試験

水を入れたビーカーに、消火薬剤 2 g を水面に均一に散布し、1 時間以内に消火薬剤が沈降しないことを確認しました。



写真1-2⑥ 沈降試験の様子

【消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（粉末消火薬剤）

第7条 粉末消火薬剤は、防湿加工を施したナトリウム若しくはカリウムの重炭酸塩その他の塩類又はりん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する塩類（以下「りん酸塩類等」という。）で、次の各号に適合するものでなければならない。

一及び二 （略）

三 水面に均一に散布した場合において、1時間以内に沈降しないこと。

（以下省略）

●再利用消火薬剤に対する含水率試験

消火薬剤10 gを赤外線水分計に均一に散布し、消火薬剤を加熱させ、乾燥させた後の重量変化を測定することにより、含水率を測定し、重量変化率が2 %以下であることを確認しました。



写真1-2⑦ 測定前の試料計測例

【消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（粉末消火薬剤）

第7条 1 及び2 （略）

3 再利用消火薬剤のうち粉末消火薬剤は、前2項に定めるもののほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 含水率が2パーセント以下であること。

（以下省略）

2. 消火薬剤の物性試験結果

物性試験の結果、吸湿試験において質量増加率が規格値（2％以下）を外れるものが見つかりました。各試験の結果は、以下のとおり。

●粒度試験

すべての消火薬剤が、試験用ふるいを99％以上通過することを確認しました。



写真2① 粒度試験後（99％以上通過）

●吸湿試験

質量増加率を測定した結果、3個の試料において規格値（2％以下）を外れるものが見つかりました。3個の試料の質量増加率は、2％を超え3％以下でした。

消火薬剤の外観からは、防湿コーティングが劣化し、撥水性が失われ吸湿しやすくなっていることを判断することは困難です（比較として吸湿試験前の試料を掲載します）。



写真2② 吸湿試験前の試料

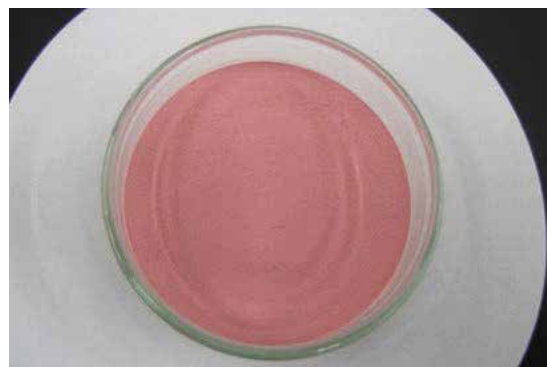


写真2③ 吸湿試験後の試料

検定協会だより 令和8年8月

●沈降試験

すべての消火薬剤が、1時間以内に沈降しないことを確認しました。



写真2④ 沈降試験の様子

●含水率の測定

すべての消火薬剤が、含水率は規格値（2%以下）であることを確認しました。



写真2⑤ 含水率測定の様子

3. 外観上では判断できない経年劣化について

回収した消火器のうち消火薬剤3個について、吸湿試験において質量増加率が2%を超えるものであることを確認しました。質量増加率が2%を超えるものは、消火薬剤の外観から異常が見られませんでした。粒度試験では180 μ mのメッシュのふるいを通過していることから、消火薬剤は固化していませんでした。また、沈降試験では、消火薬剤の沈降が起きてなかったことから、防湿コーティングは機能していました。したがって、

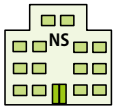
当該消火薬剤は、防湿コーティングの劣化により吸湿が確認されましたが、固化までは至っていないと考えられます。

吸湿と消火器の設置環境との関係について調べると、設置場所については、何れの場所でも吸湿が発生しているので関係性は薄いと考えられます。設置方法については、消火器の直置きで発生していますが、直置きにより吸湿が著しく進行する可能性は低いと考えられます。設置年数については、製造から10年を超えるものから1個、10年以下のものから2個ありました。

これらのことから、防湿コーティングの劣化と設置環境との関係性は低いと考えられます。

なお、今回の場合、吸湿試験前後における写真を見て分かるように消火薬剤の外観から判断するのは困難です。

以上のことから、消火薬剤は、設置環境によらず経年劣化すると考えられることから製造年から一定の期間が過ぎた消火器は、交換することが推奨されます。



「結合金具に接続する消防用接続器具の品質評価細則の一部を改正する規程」について

消火・消防設備部
消 防 設 備 課

1 はじめに

結合金具に接続する消防用接続器具のうち、媒介金具にて想定されている付加機能の1つである「減圧装置」について、より適切な試験の実施を目的とし、当該装置に係る試験方法及び検査設備の明確化を図り、結合金具に接続する消防用接続器具の品質評価細則を改正いたしました。

2 改正の概要について

(1) 第1章 基準の運用方針

減圧装置の試験に係る規定の改正及び検査設備の例図の追加

(2) 別表1 検査設備

減圧装置の試験に係る検査設備の追加

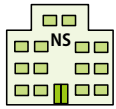
(3) 別表5 欠点表（例示）

減圧装置の試験に係る規定の見直しに伴う改正

(4) その他所要の改正

3 施行日

令和8年5月1日



ベトナム社会主義共和国公安省セキュリティ産業局からの表敬訪問について

企画研究部 企画研究課

日本消防検定協会は、消防用機器の国際基準を検討する会議や、アジア各国の消防関係の試験機関との情報交換、諸外国の研修生の受け入れなど、国際協力活動を行っております。

この度、ベトナム社会主義共和国公安省セキュリティ産業局の表敬訪問を受けて、次のとおり、当協会内の各試験場において消防用設備等の試験方法等の説明及び見学を行いました。

1 日 時 令和8年6月29日（月）16時40分～17時40分

2 場 所 日本消防検定協会 本所

3 訪問者

ベトナム社会主義共和国公安省セキュリティ産業局

(The Security Industry Department)

ルー・ホン・クアン少将	(Major General	Luu Hong Quang)
グエン・ディン・ドン中佐	(Lieutenant Colonel	Nguyen Dinh Dong)
グエン・ヴァン・フオン大佐	(Colonel	Nguyen Van Phuong)
チャン・アイン・フオン中佐	(Lieutenant Colonel	Tran Anh Phuong)

ベトナム社会主義共和国公安省対外関係局 (The Department of Foreign Relations)

グエン・トゥ・ハー担当官 (Nguyen Thu Ha)

通訳 神田マイ氏

検定協会だより 令和8年8月

4 内 容

- (1) 検定協会の事業紹介
- (2) 消防用設備等の試験方法等の説明及び見学

5 表敬訪問の様子



当協会理事の挨拶



ルー・ホン・クアン少将のご挨拶



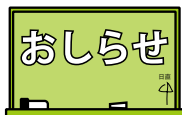
スプリンクラー設備
散水分布試験の説明



火災報知設備
感知器感度試験の説明



記念撮影



第74回全国消防技術者会議の開催について (ご案内)

消防研究センター

消防研究センターでは、消防に関わる全国の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しています。

今年度は、下記のとおり開催する予定です。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

1 開催日

令和8年11月19日(木)・11月20日(金)

2 場 所

三鷹市公会堂 東京都三鷹市野崎1-1-1

※会場での講演・発表のうち可能なものは、消防研究センターのホームページから後日配信する予定です。

※前回の発表動画等は、以下のページからご視聴いただけます。

https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/gijutsusha_kaigi/gijutsusha_kaigi_73th/haishin.html

3 定 員

1日目500人

2日目550人(予定)



4 参加費

無料

5 内 容(予定)

11月19日(木)

■特別講演

・講師：小原一成 氏

(国立研究開発法人 防災科学技術研究所 フェロー/東京大学名誉教授)

・演題：新たな地震現象「スロー地震」とは～大地震とどのように関わるか～

震」とは～大地震とどのように関わるか～

■「令和8年度消防防災科学技術賞」の表彰式および受賞者による発表
11月20日(金)

■「令和8年度消防防災科学技術賞」の受賞者による発表

■第29回消防防災研究講演会

・テーマ：新エネルギーの火災に対する課題と安全対策～消火困難なリチウムイオン電池火災など新たなエネルギーの火災リスクにどう備えるか～

6 プログラム及び参加申込み

消防研究センターのホームページ(<https://nrifd.fdma.go.jp/>)をご覧ください。

7 問い合わせ先

消防庁 消防研究センター 研究企画部
〒182-8508

東京都調布市深大寺東町4-35-3

TEL：0422-44-8331

E-mail：74_gijutsusha@soumu.go.jp

検定協会だより 令和8年8月

***** 訂正とお詫び *****

令和6年度と令和7年度の検定申請状況比較 の一部訂正のお知らせ

企画研究部 情報管理課

「検定協会だより」令和8年4月第544号の20ページに掲載された表に誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。(次ページより訂正を掲載)

【正】

令和6年度と令和7年度の検定申請状況比較

種別		型式試験		型式変更試験		型式適合検定				
		件数		件数		件数		個数		
		R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度比(%)
消火器	大型	0	0	0	0	247	178	52,751	41,410	78.5
	小型	9	20	0	0	717	671	5,934,193	5,806,728	97.9
消火器用 消火薬剤	大型用	3	0			22	19	1,253	1,102	87.9
	小型用					94	130	57,503	69,860	121.5
泡消火薬剤		6	12			282	260	1,931,660	1,886,990	97.7
感知器	差動式スポット型	8	8	0	2	461	409	2,944,354	3,215,605	109.2
	差動式分布型	0	0	0	0	128	140	62,911	76,229	121.2
	補償式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	定温式感知線型	0	0	0	0	1	2	200	200	100.0
	定温式スポット型	16	6	0	4	463	440	1,483,061	1,506,374	101.6
	熱アナログ式スポット型	2	4	1	0	147	123	89,002	108,143	121.5
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	光電式スポット型	9	5	1	1	512	496	1,423,036	1,602,474	112.6
	光電アナログ式スポット型	3	4	1	0	237	205	553,926	586,354	105.9
	光電式分離型	4	0	0	0	70	41	2,966	2,237	75.4
	光電アナログ式分離型	0	0	0	0	21	17	1,226	1,685	137.4
	光電式分布型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	3	1	290	10	3.4
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	紫外線式スポット型	0	0	0	0	16	19	1,110	2,055	185.1
	赤外線式スポット型	1	1	0	1	85	92	8,549	10,076	117.9
	紫外線赤外線併用式スポット型	2	0	0	0	9	6	2,493	1,662	66.7
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	0	0	0	0	-
発信機	P型1級	4	1	0	0	123	117	247,837	255,800	103.2
	P型2級	0	0	0	0	94	97	47,410	49,802	105.0
	T型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	M型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
中継器		11	5	0	4	1,053	1,026	507,246	537,106	105.9
受信機	P型1級	4	4	0	1	568	638	30,322	29,710	98.0
	P型2級	2	2	0	2	213	195	57,119	36,336	63.6
	P型3級	0	0	0	0	19	11	1,805	1,052	58.3
	M型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	R型	2	0	0	1	87	92	1,680	1,919	114.2
	G型	1	1	0	0	53	50	96	73	76.0
	GP型1級	2	2	0	0	139	132	327	267	81.7
	GP型2級	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	GP型3級	2	0	0	0	102	88	492,810	502,115	101.9
	GR型	0	0	2	2	211	209	2,812	3,043	108.2
閉鎖型スプリンクラーヘッド		8	21	0	0	265	240	1,339,158	1,024,949	76.5
流水検知装置		8	2	4	1	415	373	21,568	21,198	98.3
一斉開放弁		1	1	0	0	326	290	38,647	47,640	123.3
金属製 避難はしご	固定はしご	0	0	0	0	16	13	327	241	73.7
	立てかけはしご	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	つり下げはしご	3	2	0	0	277	277	160,613	165,096	102.8
緩降機		0	0	0	0	42	42	6,343	6,263	98.7
住宅用 防災警報器	定温式住宅用防災警報器	1	0	0	0	235	223	797,936	975,622	122.3
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	光電式住宅用防災警報器	1	0	1	1	380	385	4,283,830	4,864,073	113.5
合計		113	101	10	20	8,133	7,747	22,588,370	23,441,499	103.8

※前年度の申請個数が「0個」のものは、前年度比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、前年度比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、前年度比を「-」と表記いたします。

検定協会だより 令和8年8月

【誤】

令和6年度と令和7年度の検定申請状況比較

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	15	3,640	87.6	78.5
	小型	0	0	60	520,358	90.2	97.9
消火器用消火薬剤	大型用	0		0	0	皆減	87.9
	小型用			4	2,632	36.1	121.5
泡消火薬剤		3		15	76,640	43.4	97.7
感知器	差動式スポット型	3	0	46	293,521	98.3	109.2
	差動式分布型	0	0	12	9,020	139.3	121.2
	補償式スポット型	0	0	0	0	－	－
	定温式感知線型	0	0	0	0	－	100.0
	定温式スポット型	2	0	47	144,388	79.2	101.6
	熱アナログ式スポット型	2	0	11	12,202	120.7	121.5
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	－	－
	光電式スポット型	1	0	42	163,114	120.2	112.6
	光電アナログ式スポット型	0	0	18	47,658	84.2	105.9
	光電式分離型	0	0	5	255	212.5	75.4
	光電アナログ式分離型	0	0	2	330	275.0	137.4
	光電式分布型	0	0	0	0	－	－
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	－	3.4
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	紫外線式スポット型	0	0	4	440	231.6	185.1
	赤外線式スポット型	0	0	12	864	99.2	117.9
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	277	100.0	66.7
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	－	－
発信機	P型1級	0	0	8	22,270	117.0	103.2
	P型2級	0	0	8	4,470	197.7	105.0
	T型	0	0	0	0	－	－
	M型	0	0	0	0	－	－
中継器		3	0	89	35,456	91.9	105.9
受信機	P型1級	0	0	57	3,029	109.8	98.0
	P型2級	0	0	18	4,242	168.1	63.6
	P型3級	0	0	1	30	150.0	58.3
	M型	0	0	0	0	－	－
	R型	0	0	6	171	112.5	114.2
	G型	0	0	2	2	40.0	76.0
	GP型1級	0	0	5	9	52.9	81.7
	GP型2級	0	0	0	0	－	－
	GP型3級	0	0	6	31,500	75.4	101.9
	GR型	0	0	18	212	114.0	108.2
閉鎖型スプリンクラーヘッド		4	0	20	75,589	134.4	76.5
流水検知装置		0	0	29	1,479	64.4	98.3
一斉開放弁		0	0	22	4,585	184.7	123.3
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	0	0	皆減	73.7
	立てかけはしご	0	0	0	0	－	－
	つり下げはしご	2	0	23	14,093	109.8	102.8
緩降機		0	0	4	561	111.3	98.7
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	20	94,638	112.0	122.3
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	－	－
	光電式住宅用防災警報器	0	0	39	492,555	121.8	113.5
合計		20	0	669	2,060,230	96.9	103.8

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

検定協会だより 令和8年8月

■■■業界の動き■■■

－会議等開催状況－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会 （令和8年7月9日）

- ・届出の対応について
- ・火災通報装置におけるワイヤレス固定電話の影響及びNTT加入電話の先行実施エリア等について
(経過について運営調整議に諮ることを検討)
- ・消防用設備の遠隔操作に関する有識者会議への参画について
- ・半導体製造工場における消防法の危険物規制の合理化に向けた検討委員会について
- ・今後のあり方検討小委員会における検討課題について
- ・第27期火災予防審議会人命安全対策部会（第5回）について
- ・消防庁からの住警器に関する情報提供について
- ・ホームページリニューアルに関する進捗状況について
- ・令和8年度 予防行政のあり方に関する検討会について

○メンテナンス委員会

（令和8年7月21日）

- ・「消防用設備等の点検業務のデジタル化の取組等に関する検討部会」について

- ・火災通報装置のIP化の課題打合せについて
- ・火報工HPのリニューアルについて
- ・点検実務検討小委員会報告
パンフレットの改訂について
- ・維持運用管理手法小委員会報告
点検実務マニュアル等の改訂について
- ・その他（情報提供）
甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件
リチウムイオン電池総合対策ポータルサイトの開設について
住宅防火防災キャンペーンの実施について
備えよう、いま（感震ブレーカーの設置等について）他

○技術委員会 （令和8年7月16日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
軽微変更事例集について
- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
中間報告書の作成について
- ・その他（情報提供）
住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（令和8年6月1日時点）について
消防の課題を解決するAIを活用した技術提案の募集 他

協 会 通 信

○設備委員会 (令和8年7月23日)

・設備性能基準化小委員会報告

建築設備計画基準及び建築設備設計基準の改訂2次案について

公共建築工事標準仕様書、他への改訂意見募集について

東京消防庁予防事務審査・検査基準への改訂意見について

火災通報装置のメタル回線への懸念事項について

・工事基準書改訂小委員会報告

工事基準書ハンドブックの改訂について

・その他(情報提供)

学校における防火安全対策の徹底について

消防庁技術戦略室の取組について
他

○システム企画委員会

(令和8年7月24日)

・火報企画検討小委員会報告

NTT東西 加入電話の先行実施エリアの公表について

火災通報装置におけるワイヤレス固定電話の影響(消防庁、NTTからの協力要請)について

IP化(光ファイバ化)に伴う火災通報装置の課題について

・その他(情報提供)

地方自治法施行規則の一部を改正す

る省令の公布等に係る消防防災分野における対応について

消防分野におけるAI導入マッチングイベントの開催 他

○広報委員会 (令和8年7月22日)

・工業会広報小委員会活動状況について

・住警器交換推進小委員会活動状況について

・住宅用火災警報器検定申請数について

・お客様電話相談室受付結果について

・第53回国際福祉機器展(第1回打ち合わせ会議)について

・付加的機能・先進的機能を有した住宅用火災警報器等の普及促進に向けた先進的な取組事例等の情報提供について

・「住宅防火・防災キャンペーン」への協力依頼について

・大田区の体験型イベントについて

・その他

国際福祉機器展説明員協力要請

「とりカエル」X運用関連 他

◆(一社)日本消火器工業会◆

○第4回 企業委員会

(令和8年7月9日)

・検定等申請・回収状況

・機器協会事務局長会議報告

・消火器リサイクル推進センターからの報告

①2025年度帳簿統括表と今年度方針に

協 会 通 信

について

②不要消火器回収促進に向けた地域連携回収イベントの全国展開について

③任意講習会の会場と日程について

・その他

①消火映像WGについて

②企業・コンプラ合同会議について

○第4回技術委員会（令和8年7月10日）

・消火器の技術的事項に関する検討（仮称）

・その他

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第467回「技術委員会」

（令和8年7月3日 日本消火装置工業会）

・第一部会、第二部会及び第三部会活動報告について

・東京消防庁「火災予防業務協力者等」表彰者の推薦について

・GHSラベルについてについて

・その他

○第245回「第一部技術分科会」

（令和8年7月24日 書面会議）

・国交省関係 改訂意見について

・消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会について

・その他

○第244回「第二部技術分科会」

（令和8年7月16日 日本消火装置工業会）

・水質汚濁防止法の適用につて

・薬剤リストの項目について

・空気調和・衛生工学便覧（第15版）改定について

・その他

○第225回「第三部技術分科会」

（令和8年7月21日 日本消火装置工業会）

・建築設備計画基準及び建築設備設計基準（令和9年版）改定二次案意見について

・GHSラベルの貼付について

・空気調和・衛生工学便覧（第15版）改定について

・東京防災設備保守協会の保守実務者研修会講師依頼について

・ガス消火設備の法令・基準等見直し検討について

・その他

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○小型部会

（令和8年7月10日 トーハツ（株）会議室）

・可搬消防ポンプの計画的な更新について

・その他

協 会 通 信

- 小型部会・小型技術委員会合同会議
(令和8年7月10日 トーハツ(株) 会議室)
 - ・可搬消防ポンプの計画的な点検内容について
 - ・その他

- 大型技術委員会
(令和8年7月17日 日本消防ポンプ協会会議室)
 - ・総務省消防庁訪問報告について
 - ・DPR (DPD) について
 - ・化学消防車に係る特殊消火装置の品質評価細則(案)について
 - ・その他

- 大型技術委員会・検定協会合同会議
(令和8年7月17日 日本消防ポンプ協会会議室)
 - ・化学消防車に係る特殊消火装置の品質評価細則(案)について
 - ・その他

- 総務委員会
(令和8年7月21日 日本消防ポンプ協会会議室)
 - ・事務局長会議等報告について
 - ・全国消防長会技術委員会結果報告について
 - ・岩手県大槌町の林野火災による災害義援金について

協 会 通 信

■■■人事異動■■■

◆日本消防検定協会◆

○令和8年8月1日付

(氏名)

(新)

(旧)

小宮大一郎

理事長

市橋 保彦

顧問

理事長

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
泡消火薬剤	泡第 2026～8号	株式会社モリタ	合成界面活性剤泡 3% (－10℃～＋30℃)	R8.6.29
金属製避難はしご	は第 2026～1号	オリロー株式会社	ハッチ用つり下げはしご (折りたたみ式)	R8.6.15
	は第 2026～2号	オリロー株式会社	ハッチ用つり下げはしご (折りたたみ式)	R8.6.15

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
P型2級受信機 (蓄積式)	受第 2025～2～1号	能美防災株式会社	直流24V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積 時間60秒	R8.6.10

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
動力消防ポンプ	P2109	帝国繊維株式会社	消防ポンプ自動車、A-2、N35	R8.4.27
	P210A	帝国繊維株式会社	消防ポンプ自動車、A-2、N35	R8.6.4
消防用ホース	H0325FC15A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称65 (シン グル、ポリエステル・ポリエステルフィラ メント綾織、円織)	R8.6.16
消防用結合金具	C15IN03A	芦森工業株式会社	使用圧1.6、ねじり式、呼び径200 (大容 量泡放水砲用)	R8.6.8
特殊消防ポンプ自動 車又は特殊消防自動 車に係る特殊消火装 置	MLLⅡ4-30 WE-1	株式会社モリタ	はしご付消防ポンプ自動車	R8.6.11
	TW-20-1	帝国繊維株式会社	水槽付消防ポンプ自動車	R8.4.27

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・ スピーカー	認評放第 2026～3号	株式会社ドリーム	コーン型 (5W / 7.5W / 10W / 20W・ L級)	R8.6.11

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	18	3,140	167.8	111.5
	小型	0	0	59	557,135	173.9	124.8
消火器用消火薬剤	大型用	0		0	0	皆減	55.9
	小型用			7	4,461	97.5	101.4
泡消火薬剤		4		19	86,140	44.9	53.7
感知器	差動式スポット型	2	0	43	319,826	127.5	81.7
	差動式分布型	0	0	13	8,070	124.1	106.4
	補償式スポット型	0	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	皆増
	定温式スポット型	0	0	38	128,894	123.7	89.5
	熱アナログ式スポット型	2	0	13	13,736	110.1	83.6
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	-
	光電式スポット型	2	0	57	165,586	171.2	110.5
	光電アナログ式スポット型	0	0	23	46,121	81.2	84.4
	光電式分離型	0	0	3	265	220.8	108.3
	光電アナログ式分離型	0	0	3	130	282.6	61.1
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	1	40	皆増	400.0
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	0	0	皆減	43.4
	赤外線式スポット型	0	0	12	1,174	122.0	80.4
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	-	602.2
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-
発信機	P型1級	0	0	10	16,046	75.2	83.9
	P型2級	0	0	7	3,453	74.4	87.5
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	100	57,394	126.3	106.2
受信機	P型1級	0	0	52	2,467	96.6	100.1
	P型2級	0	0	16	4,284	196.9	194.7
	P型3級	0	0	3	110	275.0	220.0
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	8	114	69.9	105.9
	G型	0	0	6	6	120.0	229.4
	GP型1級	0	0	9	19	90.5	77.6
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	7	43,892	115.6	106.6
	GR型	0	0	16	333	135.9	112.0
閉鎖型スプリンクラーヘッド		2	0	24	120,320	156.1	143.9
流水検知装置		0	0	29	1,158	110.1	96.1
一斉開放弁		0	0	23	3,361	115.1	121.4
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	2	60	171.4	137.6
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	22	12,083	97.9	75.7
緩降機		0	0	3	580	134.9	99.0
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	1	0	25	98,808	96.2	94.6
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	3	0	42	582,810	142.7	124.2
合計		16	0	713	2,282,016	129.1	104.4

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価 申請件数	性能評価変更 申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	1	300	3,750.0	3,444.4
予備電源	0	0	0	4	16,610	107.3	119.4
外部試験器	0	0	0	9	260	110.6	108.1
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	皆減	73.2
	受信装置等	0	0	0	0	-	-
光警報装置	0	0	0	3	1,000	1,000.0	146.2
	光警報制御装置	0	0	1	30	皆増	62.0
屋外警報装置	0	0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	3	80,990	52.1	173.1
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	5	460,000	91.8	92.4
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	3	2,940	105.0	87.9
消火設備用消火薬剤	0	0	0	10	116,357	199.2	96.1
住宅用スプリンクラー設備	0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	0	49	63	90.0	87.6
	可搬消防ポンプ	0	0	3	344	100.9	131.2
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	3	380	211.1	121.0
	呼称65以下のもの	0	0	2	50	166.7	132.6
消防用ホース	平 40を超えるもの	1	0	8	13,864	97.2	76.5
	平 40以下のもの	0	0	7	24,330	83.5	95.4
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	2	5,000	68.5	65.5
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	-
消防用結合金具	差込式	3	0	9	125,438	112.6	103.1
	ねじ式	0	0	22	14,980	112.0	102.0
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	-
	同一形状	1	0	2	250	38.2	57.4
漏電火災警報器	変流器	0	0	10	2,792	51.7	87.3
	受信機	0	0	7	1,915	77.8	93.2
エアゾール式簡易消火具	1	0	0	1	1,000	3.8	92.2
特殊消防ポンプ自動車	0	0	0	20	20	133.3	111.4
特殊消防自動車				1	1	皆増	60.0
可搬消防ポンプ積載車	0	0	0	0	0	皆減	100.0
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	皆減	83.3
消防用積載はしご	0	0	0	13	165	825.0	161.2
消防用接続器具	0	0	2	20	5,223	115.9	86.2
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				10	45	95.7	122.6
オーバーホール等整備				3	3	60.0	69.2

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置		0	0	0	16	23,690	82.6	94.8	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	1	35	3,588	106.4	110.2	
	放送設備	3	1	1	71	83,433	91.3	92.1	
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-	
構成部品		0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤		0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	2	0	0	15	3,011	89.6	85.8	
	2号消火栓	0	0	0	10	1,270	90.1	83.4	
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	15	1,454	89.8	115.3	
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-	
	ノズル	0	0	2	37	10,124	87.5	100.0	
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
屋内消火栓等		0		4	11	21,529	22.2	69.6	
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
特定駐車場用泡消火設備		0	6	0	6	9,580	125.6	153.5	
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置			0	0	0	17	17	130.8	136.1
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定消防機器等		0	0	0	0	8	12,516	178.6	73.6
受託試験及びその他の評価		依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)		1							
受託試験(その他の契約等)						2	2	100.0	44.4
評価依頼(基準の特例等)		0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

今月1日付けで理事長の交代がありました。

新理事長の小宮大一郎は危険物保安技術協会、(一財)日本防火・危機管理促進協会の理事長を経て、日本消防検定協会理事長に就任しました。

新理事長の下、検定協会の役割を果たしていきます。

さて、相変わらず熱中症搬送のニュースが多いですね。

筆者のところでは、6月までは比較的過ごしやすかったのですが、7月中旬には蒸し暑くなってきました。

総務省消防庁の「全国の熱中症による救急搬送状況」(速報値)を令和8年5月1日から7月12日まで単純に合計すると搬送者数は全体で13,423人でした。初診時の死亡者数は13人となっています。特に直前の7月6日から7月12日までの期間は搬送者数は4,580人、死亡者数は7人と、大幅に増

加しています。

そんななか、熱中症対策実行計画の改定について政府が見直しを本格化するとの報道がありました。死者数を早期に1,000人未満とする目標を追加する方針とのこと。

いろいろな対策があるかと思いますが、個人でできる対策はエアコンの掃除、冷房温度の確認(暖房温度の設定になっていたり)、水分補給(寝る前や起床後も重要)でしょうか。暑熱順化は体調を見ながらやることも必要ですね。

水の事故や山の事故も増えています。体調に十分注意して、事故なく今年の夏を乗り切りたいです。

さて、今月号の本誌巻頭のことばは、川口市消防局消防長の鈴木亜弥子様にご寄稿いただきました。誠にありがとうございました。

9月号では、神戸市消防局長の上山繁様には巻頭のことばを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例(成功例又は失敗例)

連絡先 東京都調布市深大寺東町4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471(直通)
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル4階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館11階
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail: kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

